

第 2 回

札幌市地域防災計画（原子力災害対策編） 策定に係る有識者会議

会 議 録

日 時：平成24年9月18日（火）15時開会

場 所：TKP札幌カンファレンスセンター カンファレンスルーム6B

1. 開 会

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） まだお見えではない委員がいらっしゃいますが、定刻を若干過ぎましたので、第2回札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）策定に係る有識者会議を始めさせていただきます。

本日の会議につきましては、第1回会議と同様、議事録を作成いたしまして、ホームページ等において公表する予定としておりますので、ご発言の内容や会議の様子などを録音あるいは写真撮影させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、ごらんのとおり、マスコミの皆さんや市民の皆様にも公開して進めてまいりますので、その点もあわせてご了承をお願いいたします。

それではまず、本日の資料について確認させていただきます。

次第と座席表のほかに2種類の資料をお配りしております。A3判で右肩に資料1と書いた字が細かい1枚ものがございます。資料2としまして、本日時点の原子力災害対策編の原案をお配りしております。

資料の不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日、欠席のご連絡をいただいておりますのは、北大工学研究院の藤吉准教授で、都合が悪く出席できないというご連絡をいただいております。

それでは、次第に沿って、座長に進行をよろしくお願いいたしますと思います。

2. 議 事

○太田座長 前回、札幌市の地域防災計画（原子力災害対策編）の素案の大まかな説明をしていただいたわけですが、その後、原案を事務局でつくっていただき、皆様にあらかじめ流していただきました。きょうは、それに少し補足したものをいただきましたので、それについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 座ったまま、説明させていただきます。

説明に入ります前に、進行が前後しますけれども、8月の第1回会議にご都合が悪く出席いただけなくて、今回初めてのご出席となります委員がおられますので、ご紹介をさせていただきます。

北海道大学大学院医学研究科の志賀准教授でございます。

○志賀委員 きょうは、おくれて済みませんでした。

1回目の会議は、都合により欠席させていただきました。これからは、毎回きちんと出席いたします。

よろしくお願いいたします。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） よろしくお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

私から、資料1と資料2をまとめてご説明させていただきます。ボリュームもあります

ので、長い説明になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、資料1の説明に入ります。

原子力災害の際には、住民の健康や生活基盤、さらには、環境への影響をタイムリーに、効果的な方法で緩和しながら、影響を受けた地域ができる限り通常の社会的、経済的な活動に復帰できるように、事業者を筆頭に、国や自治体のさまざまな活動が的確に展開されることが要求されます。

関係する機関は、緊急事態の時間的な進展に対して一貫した共通の意思決定の考え方を策定するために、緊急事態管理の時間的な推移と緊急事態の段階に応じて事前に整理したしっかりした計画が必要になるということです。

今、策定を進めております札幌市における原子力災害対策編は、前回、8月の会議でもご説明をさせていただいたとおり、計画の前提となる被害想定状況としては、昨年の福島第一原子力発電所による福島市での被害の状況を一旦想定しております。その一方で、想定以上の事態、すなわち、不測の事態にも対応できる計画にしたいという考えのもと、福島市での被害状況を超える事態も考慮いたしまして、原子力災害において考えられる防護措置について、基本的にはすべて計画に盛り込むという考え方で整理を進めてきております。

そこで、資料1でございます。

こちらの資料は、災害が発生しましてから、事態がどんどん展開していき、それに伴って、具体的に札幌市として対応していかなければいけない対策の展開をイメージしていただければということで整理させていただいたものでございます。

字が細かくて恐縮でございますが、一番上が泊原子力発電所の状況でございます。図の見方としましては、左から右に事態、時間が流れるイメージでごらんいただければ、とらえられるかと思えます。

まず、原子力災害については、原子力災害対策特別措置法が災害対策基本法の個別法としてございまして、事業者に対しましては、異常な事象が発生しますと、報告義務が課せられております。一番上に色がついている部分に警戒事象の発生や特定事象、緊急事態レベル事象の発生といった言葉がございますけれども、これらも先ほど言った原子力災害特別措置法の関係での事態のレベルをあらわした言葉でございます。

特定事象というのは、下の表の欄外に書いてございますが、法の第10条により通報するというレベルのものでございまして、原子力緊急事態に至る可能性のあるレベルの事象ということでございます。

その前の警戒事象というのは、特定事象に至る可能性がある事態などを言います。この異常事象の場合の活動体制としましては、そこにあるとおり、警戒事象、特定事象の場合は、点に沿って下がっていきまして、警戒配備の体制を敷くこととなります。その警戒配備の体制のもと、情報収集を開始いたしまして、その後、事態の進展に伴って、その後に開始するかもしれないさまざまな防護措置に備えまして、緊急時のモニタリングの実施や

屋内退避など、さらには、農林畜水産物の放射性物質の調査といった準備を開始ということでございます。今言ったようなことを、一番左からスタートしているということでございます。

また、あわせて、札幌市は、周辺の被災住民の方の受け入れという役割も担うであろうというもとに計画策定を進めておりますので、そういった避難受け入れの準備についても速やかに着手することになります。

その後、残念ながら、事態が進展していきますと、緊急事態レベルという事象となります。そうなりますと、法律第15条に基づいての報告が、国、道などの関係機関に上がります。そして、国では、速やかに第15条事象の報告があると、緊急事態宣言を発出されて、それとともに、災害対策本部が国で立ち上がります。同じく、道でも災害対策本部の立ち上げとなりまして、札幌市においても、同じタイミングでの本部立ち上げを想定しているところでございます。

その後は、事態の進展状況の情報収集に努めながら、警戒配備など、最初から開始しております防護措置実施に向けたさまざまな準備がより細かな準備段階に進みまして、あらかじめ定めております判断基準において、国から、具体には屋内退避や安定ヨウ素剤の予防服用、飲食物の摂取や出荷制限、さらには、最悪の事態となれば避難指示が示されますので、そういった指示に基づいて、順次、必要な防護措置を実際に講じていき、対策も展開されていくこととなります。

一旦、事故が収束を迎えますと、説明は省略しますが、その後、復旧に向けた段階となります。モニタリング情報の提供や、放射線物質による環境汚染についての対処を進めていきまして、さらには、応急対策として、各種制限措置等を実施していれば、それらの解除の段階に進むこととなります。

あわせて、被災された方の情報の登録や、損害が発生していれば、損害の程度の調査を実施したり、残念ながら、風評被害を受けられた企業があれば、そういったところへの支援、また、健康面でのケアということで、心身の影響に関する相談窓口を開設するなど、健康面での対応を継続していくこととなります。

対策の中で、具体的に取り組むものは、そこにあるとおりで、個々の説明はしておりませんが、展開に応じて細かな項目がございます。その項目は、この後に説明する計画の原案において、どういったところに記載、整理されているかをあらわしておりますのは、この表で言いますと、左側から2番目の札幌市の対策項目です。それぞれ項目名を挙げまして、括弧して第何章第何節という形で、このあたりに書いてあるお話ですということを表記させていただいております。

非常に雑駁ではございますけれども、災害が発生した場合の防災対策の展開を、事態の進展に従ってどんな対策が打たれていくのかをイメージできればということでご説明させていただいたものが資料1でございます。原案の説明の前段の説明ととらえていただければと思います。

それでは、引き続き、資料2の説明に入りたいと思います。

事態の進展というか、時間軸に沿って有効な対策を講じていくためには、あらかじめ適切な計画をつくっておくことが重要でございまして、それを常に見直ししながら整えておきまして、訓練や研修ということでもさらに実効性を高めていくことが必要になってまいります。

資料2の表紙をめくっていただき、最初の目次の部分をごらんいただければと思います。

まず、第1章の総則から始まりまして、ここは計画の目的や被害想定などが記載されている部分でございます。次に、いざ災害が発生したときの必要となる応急対策や復旧対策の円滑な実施展開を前提としまして、平常時に取り組むべき内容を整理したものとして、第2章の災害予防計画がございまして。その後、実際に災害が起きて以降、打つべき応急対策としての第3章と、先ほどもご説明しましたが、事態収束後の復旧・復興計画ということで第4章がございまして。以上の四つの章で構成されております。

前回、8月3日の第1回目の会議の際には、この目次とほぼ同じような計画骨子をご提示させていただき、一たんはご承認をいただいて、本日ということになっておりますが、その後、国や北海道から入手した資料に基づきまして、前回お示しした骨子から一部統合した項目や整理した項目もございまして、ご了解いただきたいと思っております。

それでは、原案の説明に入ります。

○太田座長 ちょっといいですか。

私からお願いですが、皆さんには、事前に資料をお渡ししており、きょう渡していただいたものがちょっと違っているということですね。私も含めて、皆さんも読んできていると思うので、途中でいいですから、違っているところがあれば説明してください。

非常に重要なところで違っているところがあれば、後の議論に影響してきます。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 正直に言いまして、箇所数としてはそこそこあるものですから、説明の中で織り交ぜるとかなりわかりにくい説明になってしまうかと思っております。ですから、もしお許しいただければ、ここでの説明はこの資料に基づかせていただいて、前回との変更点については見え消し版で整理したのももございまして、本日お送りさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○太田座長 わかりました。

それでは、ディスカッションのときに、そこは違いますということであれば、あらかじめ言ってください。

それでは、お願いします。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 申しわけありません。

それでは、総則から順にご説明させていただきます。

先ほどの資料1でもご説明したとおり、事態の進展に従って、こういう事態になればこういう応急対策がということで、応急対策としてやるべきこと、復旧対策としてやるべきことがまずありますので、それが速やかに行くようにということで、予防対策は平常時の

準備としてどういったことをしっかりやっておけばいいのかという構成になっております。順に説明していきますと、同じような事柄が出てきて、若干重複しているような感じがするかと思いますので、そういう事情がございますので、よろしく願いいたします。

また、先ほども国や道からの資料によりというお話をしましたが、今後、さらに、国などからさまざまな資料提供がありますので、今お示ししている案から再度修正することがあり得る前提での説明となりますので、その点もあわせてご了承いただければと思います。

それでは、1ページの第1章の総則の説明をしたいと思います。

総則については、先ほどもお話ししたとおり、この計画の目的や基本方針から入ります。目的は割愛いたしますが、基本方針のところでは、原子力災害の特性というか、地震等とは違い、五感で感じることができないといった性質もございますので、市民等が適切に行動するためには、ほかの災害とは違う工夫をしなければいけないということで、基本方針に記載しております。知識の的確な情報伝達体制をきちんと作り、知識の普及啓発や関係者の教育訓練、また、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるように、関係機関で相互体制の確立を定めていくというのが基本方針となっております。

そこで、計画の柱を3本掲げております。

まず、市民等の安全の確保ということで、ここは、被ばくの低減、最小化という観点で柱を1本立てております。2点目は、安心の確保ということで、社会的な混乱や風評被害を少しでも少なくしようという観点でございます。また、避難受け入れも札幌市の重要な役割という認識がありますので、道及び他市町村との連携協力です。この3本を計画の柱と位置づけたいと考えております。

第2節は、計画の性格でございます。

根拠としては、国や道の防災基本計画であります。札幌市の地域防災計画の位置づけとしましては、めくって4ページでございますが、地震災害に始まります対策編の一つという形で位置づけをしたいと思います。

また、計画の修正等については、今後、国でも課題が未整理の部分もございまして、国なり道の計画の改定があれば、それに合わせた形で、適宜、修正していきたいと考えております。

また、第3節としましては、泊の概況を表としてまとめております。2としては、防災対策を実施する地域等ということで、泊原子力発電所と札幌市の位置関係をマップ入れる形で表記させていただいております。40キロメートルから80キロメートルの位置にあります。その距離感からすると、放射性物質が飛んできて、影響の対策としての防護措置が必要になる場面も想定されます。また、先ほどから何度かお話ししておりますが、より泊に近い後志の周辺自治体からの避難者の受け入れという面での災害対応も札幌市としては必要だろうということでございます。

その後、気象、人口ということで、札幌市の状況を書いておまして、(4)には、防災対策を実施する地域等ということで、ここには、主に国、道で整理されつつあります新

たな原子力防災のエリアの考え方を表にまとめております。これは、まだ暫定的なものでありますので、最終的には整理されたものを掲載させていただきたいと思っております。

札幌市としては、国、道の考え方はございますけれども、札幌市の計画としては、市域全域を防災対策の実施対象として必要な措置を講じる考え方で計画づくりを進めてまいりたいと思っております。

また、第4節は、この計画の基礎となる災害の想定でございますが、これも、先ほどのご説明とかぶりますが、昨年の福島第一原子力発電所事故による福島市での状況を想定しております。具体的には、そこにグラフが出ておりまして、17日以降のデータしかありませんが、1時とはいえ、高い数値をあらわしているということや、9ページのグラフの下には農水産物の出荷制限等の記載もあります。現状も引き続けているものが数多くある事態にございまして、最後の2行に書いておりますが、札幌市としては、泊原子力発電所から40キロメートルから80キロメートルのところに位置しておりまして、本市計画の前提とする被害想定としては、福島市が受けた放射性物質による汚染規模を目安と考えるということでございます。

2点目としましては、被災関係自治体住民の本市への避難です。

これも、めくって10ページでございますが、避難者受け入れのための体制整備、業務等についてもしっかり書いております。

また、原子力災害単独ではなくて、例えば、地震とか、昨年であれば大きい津波を伴って、複合して災害が発生しておりますので、その点についても記載させていただいております。二つ以上の災害が同時に起こった場合は、札幌市既存の自然災害の計画もございまして、それらと相互に補完しながら、適切に運用していくという記載としているところでございます。

第5節は、まだ表が整理されておられませんけれども、原子力災害対策については、数多くの関係機関の協力、役割分担のもとに、まさにそこに表現されておおり、総力をもって対策に当たることが必要となりますので、ここに関係者、関係機関のリストとそれぞれが担う役割を表にして業務の大綱という形で整理したいと思っております。

また、第6節としては、企業、市民等の役割ということで、極力混乱なく、円滑に冷静な行動がとれるようにという観点で、私たち市側としては、正しい、信頼性の高い情報を市民の方に提供するとともに、それをきちんと正しく受けとめていただくために、企業、市民の方は、日ごろから原子力防災に関する知識の習得に当たっていただくことも大事ですということを記載させていただいております。

続きまして、第2章の災害予防計画でございます。

めくっていただき、13ページです。

基本方針の後は、予防計画として、原子力防災で重要とされております情報の収集と連絡体制の整備について第2節で記載しております。

1としまして、市と関係機関相互の連絡体制をしっかりつくるということでございます。

ここには、後ほど連携図なども挿入する予定としております。ほか、引き続きさまざまなところとの連携や通信系の活用体制の記載をしまして、14ページでは、入手した情報の分析、整理ということで、情報を受け取っても読み下せないと余り意味がないものですから、受け手側としては、専門家を交えた形で意見を活用できるような必要な体制の整備ということも記載しております。

(2)(3)については、平常時の資料収集や関連情報の収集ということで、いざ起きたときに、正確に情報をとらえたり、いろいろな準備を的確にしていくために、事前に整理しておくべき資料等を掲載させていただいております。

15ページについては、入手した情報に基づいての意思決定を市としてどのように進めていくのか事前に整えていくところを記載しております。

通信手段、経路の多様化で言うと、数少ない手法に頼った連絡体制ということになると、さまざまな想定外のこともありますので、いろいろな方法を確立していくことを書いております。

また、第3節としましては、事態が進展しますと、具体的な災害応急対策をしていくこととなりますが、それに当たっては、必要な体制をとる必要もありますので、体制を事前にきちんと整えておきましょうということで、警戒配備の体制や本部も事前に整備しておくことが必要になります。その後は、防災関係機関相互の連絡体制、消防、医療の関係や、広域的な応援協力体制、自衛隊、専門家ということで、市以外の方も含めた体制づくりの記載をしております。

第4節としましては、具体的に、市民の皆さんに、防護措置として、対策を展開するときに向けての準備について書いております。まず、屋内退避等に係る体制の整備ですが、めくっていただいて、18ページの上の1に判断基準の整備があります。屋内退避や避難、ほかにもございますけれども、そういったものを実際に展開するに当たっての判断基準を事前に整えておくということでございます。

また、それをやるに当たっての対象者等の把握、また、事前の計画の作成が必要となりますし、避難については、避難所の準備も必要になりますので、そういった記載が続いております。

避難所の運営等の体制の整備についても、原子力防災となると、通常地震とは避難パターンも違いますので、そういった点も含めた避難計画の作成や、避難所運営体制の整備ということも記載しております。

また、災害時要援護者への対応体制ですが、これについては、少し小分けにして、情報伝達での配慮が必要な方々も当然いらっしゃいますし、災害時要援護者への支援をどうするかなど、プランの整備にも努めるという記載をしております。そして、子どもたちや入院患者、施設に入られている方への配慮の記載もしているところでございます。

少し飛ばしますが、第5節として、緊急輸送活動体制です。

こういった動きが必要になった場合はということで記載しております。先ほど、専門家

の助けをいただく場面もということでお話ししておりますが、そういった方々の移送や緊急輸送路の確保といったお話を書いております。

また、さまざまな防護対策を実施するに当たりましては、当然、それぞれ必要な資材、機材等の準備を整えておくということも、事前にやっておくべきこととしては重要な事柄となります。

第6節としましては、防護資機材等の整備ということで、医療関係のものとか、実際に事が起きたときに、防災業務関係者としていろいろ対策に当たっていただく方の身を守るというか、安全確保のために必要となる資機材を用意しておくことも必要になりますので、その記載もしております。

また、物資の調達・供給体制ですが、これは、通常の災害時もそうだと思いますけれども、さまざまな災害等も考慮して、きちんと備蓄等も準備しておく必要があるということを書いてございます。そして、安定ヨウ素剤です。これは、薬剤ですけれども、服用指示が出るかもしれないということで、それに備えて備蓄を整えておく必要があります。

また、応急から復旧にかけての対策になりますが、周辺が汚染された状況となると、それを除去するために除染の取り組みも想定されますので、それについての必要な資機材の準備についても記載しております。

第7節としては、さまざまな場面、場面で市民の方に提供すべき情報がございますので、災害対応の段階に応じた具体的な内容を整理しておく必要があるということや、市民への情報伝達体制についてのお話を書かせていただいております。

22ページが一番下の第8節では、周辺住民の避難受け入れについての記載となっております。事前に、道や関係自治体と協議をしっかりと、受け入れ避難者の規模などをあらかじめ把握することから始めまして、札幌市として受け入れ先として用意できる対応資源を確認する必要があります。その上で、道と協議の上、受け入れ計画を作成していくこととなります。

先ほども資材のところでお話ししましたが、除染体制の整備ということで、こちらについても必要な項目を整理しておくこととなります。

第10節以降は、総則の最後でもお話ししましたが、市民に少しでも正しい知識を広めていくことが必要だというお話と、防災業務関係者に、しっかりとしたスキルというか、いざというときの対応が混乱なくできるように研修をやる必要性とか、この計画ができた暁には、それぞれの計画内容の検証ということで、国なり、道なり、事業者と連携した訓練を定期的に取り組んでいくことも必要であるというふうに書いてございます。

第3章は、実際に災害が起きた場合にとるべき応急対策でございます。

事柄としては、今、予防対策のところに出てきた項目が、実際にやるときにはということで、ここから記載が始まります。基本方針を記載した後、第2節としては、応急対策編の目次を簡単に整理しております。事柄は、そこにあるとおり、まずは情報収集が始まりまして、真ん中には、それぞれの状況に応じた各種対策を講じていくということになって

ございまして、一番最後には、周辺住民の受け入れといった場面についても書いてあります。

第3章は、こういった構成で整理されておりますが、まず、第3節としましては、何かの異常事象があれば、情報収集、連絡、緊急連絡体制及び通信の確保ということで、具体的には、情報を入手したり、しかるべきところに連絡をするなど、実際の動きが発生いたします。

また、第4節の30ページの活動体制の確立ですが、事象のレベルによって、移動とタイミングを合わせる形で警戒配備なり災害対策本部の設置という実際の動きとなります。その後、必要な応援なりをいただいて、体制をどんどん整えていくこととなります。

そして、32ページですが、実際に体制を整えつつ、具体的には、原子力災害ということですから、モニタリングの実施に向けた動きが始まります。具体的には、33ページに記載がございますが、緊急時モニタリング班を設置して、モニタリングを開始する流れとなります。モニタリングについては、関係機関等への協力要請ということで、道を通じて必要な気象情報の提供を受けます。

34ページ、35ページのところでは、具体的に、段階に応じて展開するモニタリングのことを、道の計画などを参考に整理させていただいております。モニタリング結果については、35ページの3ですが、必要に応じて道に報告することを考えております。

また、事態がさらに進展した場合は、モニタリングで済まず、具体的に防護措置など対策を打っていくこととなりますと、それぞれ判断基準に基づいた形で展開することとなりますので、第6節においては、そういった具体の防護措置が記載されております。

36ページには、屋内退避について書いております。市民や、たまたま札幌市内にいらっしやる滞在者に対して、関係する情報等をしっかり提供することとなります。また、対象者が適正な行動をとるために、以下の情報をあわせて提供します。屋内退避の場合は、どこに逃げるということではなくて、家の中にいてくださいということですから、いかに的確に情報を伝えていけるかが重要になると思います。

さらに事態が進展いたしますと、避難ということになりますけれども、その場合には、避難所の開設、また、開設した場合は運営ということで、避難所が立ち上がります。そして、避難指示については、市としては、避難の対象となる市民等に対して、避難先や避難のための移動方法、集合場所等の必要な情報を提供して、避難を実施するとなっております。先ほどもお話ししましたが、例えば地震や他の災害であれば、お住まいの最寄りの学校への避難ですし、実際に避難と言われるとイメージしやすいかと思いますが、原子力災害の場合は、そこにお住まいの方が避難しなければいけない事態は、普通に考えると、その近くの小学校に逃げてみてもだめな事態となりますので、通常自然災害のときとは違う避難形態になります。ですから、どこかの集合場所に集まって、そこから車両で移動するような避難形態になるのかなと考えております。

めくっていただきまして、38ページです。

災害時の要援護者への配慮ということで、実際に防護措置を展開する中では、さまざまな配慮が必要な方々がいらっしゃいますので、そういった方々については、情報の伝え方や防護措置にきちんと漏れずに対応されているかというケアが必要になってくると思います。

5の飲食物、生活必需品等の供給です。ここのご説明は割愛させていただきます。

また、39ページの6の安定ヨウ素剤の取り扱いです。これは、事前に一定の量を備蓄するという考えでございますが、服用が必要になった場合は、速やかに必要な方々に配布するといった実際の作業を進めていくことになります。

また、屋内退避もしくは避難等の措置を実施していたとなれば、その必要がなくなった事態になった場合には、当然、解除することになります。

第7節は、社会的混乱防止ということで、昨年事故の状況などを見ておられます、避難と言われて、上から避難指示が来ず、当然、ご自身の判断で逃げられる方もいらっしゃいますことから、混乱も少なからず発生することが想定されますので、そういった対応についても記載しております。

2は、まさに自主避難や買い占め行動への対策ということも応急対策として掲げております。

そして、事が起きて以降、飲食物や口にするものについては、放射線のモニタリングを開始することになりますけれども、その結果が、用意されている数値、判断基準を超えた場合には、出荷制限や摂取制限といった対策を打つことも想定されております。

また、緊急輸送の話は先ほどもちょっといたしました、順位的なものをお示しして、こういう考え方のもとに、関係機関と調整の上、札幌市としても緊急輸送を行うことを考えております。

緊急被ばく医療活動の実施ですが、これも札幌市で被ばく医療が必要な事態になった場合には、当然ですが、市民等の健康管理、汚染検査、除染等といった医療面の対策を講じる必要が出てまいります。

そして、第11節の市民等への的確な情報伝達活動ということです。情報伝達のお話は何度も出ておりますけれども、2段落目として、情報の出どころがどこなのかを明確にし、ながら、わかりやすい文章でお伝えすることに重点を置いて準備をするということです。さまざまな伝達手段を活用して、市民の方々に何度も伝わるように広報するという事です。また、情報の一元化をポイントとしまして、情報が途絶える期間が極力ないように、定期的に情報提供をするということを考えております。

それから、市民ニーズを踏まえた情報伝達という観点での記載もございますし、その後、情報伝達の関係の記載が続いております。

第12節としましては、関係自治体からの避難者の受け入れ、さらに、避難者への支援ということで、まずは、支援ニーズの把握をしていくということです。また、受け入れ施設の確保、避難方法、経路等の調整緊急輸送ということで、具体的に受け入れ支援を進めて

いくこととなります。そして、実際には、用意した避難所を開設し、安定ヨウ素剤の服用といった場面など、受け入れた方々に対して必要となります。

また、9としては、自発的支援ということで、ボランティア等の活動も出てきますので、そういった方の受け入れもこちらに記載しております。

そして、避難受け入れの関係で言うと、避難所の生活、さらには、避難生活が長くなることを考えますと、札幌市として考えられるのは、市営住宅の空き部屋の供給や、これは協力を求める形になりますが、民間賃貸住宅の借り上げ等といった避難所の次の2次避難先の確保についても記載をしております。

第4章の災害復旧・復興計画でございます。

基本方針の後、第2節としては、あくまでも放射性物質が札幌市にそこそこ届いて、周辺が汚染された場合ですけれども、汚染状態への対処として必要な措置を行うこととなります。その場合には、学校や公園などの子どもがよく使う場所、子どもの生活環境に重点を置いて優先的に実施するという考えでございます。また、応急対策の時点で、さまざま実施されていた制限措置があった場合には、その解除の段階となります。

そして、一旦の収束後は、環境放射線のモニタリングは継続する形となりますので、その測定結果を引き続き情報入手するとともに、市がやっている部分についても、その結果についての的確に市民の皆さんに情報提供していくということでございます。

また、心身の健康のためということで、相談窓口を設置しましたり、健康面での影響がないかということでの調査を実施いたします。

それから、損害賠償、請求といった場面もありますので、必要な資料を作成することや、風評被害の影響については、少しでも軽くするということで、売り上げ減少への対応策について記載しております。また、風評ということ言うと、旅行客が減ることもございますので、そういったものへの対策も、随時、工夫をしながら取り組んでいくことが必要であると考えています。

最後ですが、第8節としましては、関係自治体から受け入れました避難者への中長期的な支援ということですが、当然ですが、受け入れるだけではなく、そういった方々が少しでも生活を再建というか、少しでも早く日常状態に戻れるように、地域コミュニティーの維持という観点や、仕事の面、学校の面での就労、就学の支援も札幌市としてはしっかり取り組んでいく必要があるということを記載しております。

だらだらと長い説明になってしまいましたが、きょうお示ししております本日時点の原案の説明は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○太田座長 ありがとうございます。

ここで、三、四分の休憩をいたします。

[休 憩]

○太田座長 それでは、再開したいと思います。

今説明していただいた内容についての質疑、討論をお願いします。

全部を一遍にやるのは大変なので、第1章と第2章をまとめて、第3章の災害発生時の話と第4章の災害復旧・復興計画をまとめて、二つに分けて質疑、討論をしていただきたいと思います。

最初に、第1章と第2章についての質疑、討論をお願いいたします。

何でもよろしいので、どうぞ。

○岡田委員 皆さんも思っていることだと思うのですが、まず、被害想定がよくわからないのです。適正な対応をすべきとか、必要な体制を整備という定性的な表現にとどまっていますね。普通は、被害想定をすることによって備蓄量が決まってきたりするのです。ここで言っている被害想定とは、これですべてなのでしょうか。実際に、この後、被害想定をする予定はあるのでしょうか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 基本的には、ここに記載されている内容を考えております。委員がご指摘のように、これだと、何を準備するにしても、どれぐらいというのが出にくいということは確かにございますけれども、今、こちらで考えている被害想定の記事はここまでで、これ以上細かなものを書き込むことは想定しておりません。

○岡田委員 これは、指針ですね。地域防災計画の場合は、地震災害対策編にしても、その後に資料編があって、どここの地域を避難所に指定するなど、具体的な資料が相当分厚く出ていますね。それが対策マニュアルとして有効になるのですが、そういうものは考えていないのでしょうか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 計画としては、きょうお示ししたものをベースにつくっていかうという考え方です。しかし、ここに書き切れなかったら変ですけども、この計画にぶら下がる個別の計画、マニュアル、手引などは、かなりバラエティーに富んだものを用意していかなければいけないのかなと考えております。

○岡田委員 実数を押さえておかなければいけないと思います。

例えば、9ページに図がありますね。福島市内におけるモニタリング結果ということで、これを被害想定にしたいというならば、発生から2週間たって赤い福島市役所のレベルが持続し、学校での基準値を下回る、そういったことを考えた上での計画書ということですか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 非常に雑な考え方と言われるかもしれませんが、あくまでも、札幌市が計画をつくる考え方としましては、ほぼ同じような距離にある福島市でもこういった事態が発生したということをとらえて、札幌市としても、何がしかの備えを構えておく、用意しておくことが必要であるとの判断で、今、計画を進めております。ですから、具体的に、こういう数値レベルが何日ぐらい続くというところまでの細かな前提を置いて計画策定をするという考え方には立っておりません。

○岡田委員 計画としてはいいと思うのです。ほかの地域防災計画を見ても、大体、指針を記述するところでとまっているのですが、その後なのです。例えば、自主防災組織に何をさせなければいけないとか、緊急時の病院はどこを指定するとか、そこは被害想定をした上で指定していきますね。

例えば、ここに、避難所として地震対策編に記載されているものに準拠と書いてあります。これは、地震によって建物が全壊あるいは半壊して住めなくなった人たちを罹災者と言いますが、その数を収容するだけの学校や公民館などが用意されているわけです。でも、こういったような放射性物質が拡散されたときに、それで済むのかどうかです。それは、一度は計算しておかないと、何とも判断がつかないのではないかと思います。

例えば、SPEEDIはシミュレーションとして十分に使えるものですね。ですから、そこでいろいろな条件をパラメータスタディーして、どれだけ拡散したから避難しなければいけないのかということは計算できるわけです。こういうものを年次計画の中に入れていただいて、計画案の資料編に落とし込んでいただくことが手順として必要ではないかと思うのです。

○太田座長 SPEEDIの話が出ましたが、私も同じ疑問を持っています。

この原案は、基本的には二重になっていて、一つは泊村や神恵内村の人たちがやってきたときに受け入れるということ。それから、2つ目は、札幌市にも被害が及んだときに、被害を受けた札幌市民をどうするかということになっていますね。ところが、札幌市全域がすごく汚染を受けるようなことになってしまえば、札幌市内にいてもしょうがないわけです。そういう意味では、後で赤城委員にもお伺いしますけれども、SPEEDIではいろいろなケース全部を計算しているのではないかと思います。

ですから、SPEEDIでは、札幌市のどの辺ぐらいまでに及ぶか、神恵内や泊の濃度に比べて札幌市の端のここの濃度が100分の1とか、もっと低くて何十万分の1ということになって、それでもそこはまずいのか、それだったら大丈夫なのか、そうすると、受け入れることに関してだけ全力を注げばいいのか、そうではなく、札幌市の南端のこの地域の人たちだけは札幌市の東端の方に移さなければならないとか、これを読んでも、そういうイメージがわからないのです。二重になっているから読みにくいですし、イメージがわかなくて、私も、注意深く読みましたが、うーんと首をひねったのです。

○坂下委員 今のことに関連しているのですけれども、大もとで福島と同程度の規模の被害を想定すると書いてございます。しかし、その前の4ページの段階で、想定されるすべての事象に対して対応できる、たとえ不測の事態が発生した場合であってもと書いておりますね。これは、意味がよくわからないのです。福島を超える規模を想定するという意味にもとれるのですけれども、ここの意図はどういうことでしょうか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） ここは、まさに私どもの計画の特徴というか、珍しいところです。確かに、被害想定のところには、福島市で起きた事態を想定した記載しかしておりませんので、記載が若干足りない部分があるかと思います。しかし、今、委

員がご指摘の不測の事態が発生した場合であっても対処し得るような体制を整備するということが、まさに私どもの計画の目指しているところでございます。当然、福島市を想定して備えるということで、それに応じた対策を用意しておけば、計画としては一旦成立いたしますけれども、それ以上のことが起きるかもしれないことを想定して、福島市では実際に展開していない屋内退避、さらには避難ということもあわせて盛り込んでおります。要するに、福島を超える事態にも対応できるような計画にしようという方針で計画をつくっているということです。ですから、ちょっとわかりにくいのかというふうには思います。

○太田座長 私から一つ質問とお願いですが、先ほど言ったように、SPEEDIで計算したデータは道からもらえるのでしょうか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） まだ出ておりませんで、この後に出ると伺っております。

○太田座長 いずれにしても、出るのですね。どのくらいの濃度か、多分、それはベントした場合の濃度ですね。大規模に全体が壊れたというのではなく、ベントして、放射線物質がどのくらいの濃度で出てきたときに、どこまでどういうふうに拡散するかという分布図ですね。

それによれば、その分布図は使えるはずですね。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） シミュレーションはシミュレーションとして、このあたりまではこれぐらいの数値ということはお示しされますし、その資料に基づいて、そういう想定はできると思います。ただ、私どもがつくろうとしている計画は、それをも超える事態にも備えようということなのです。

○太田座長 それをも超える事態だったら、泊村や神恵内村の人はどうするのですか。

私が読んでいて気になったのは、受け入れる、受け入れると書いてあるけれども、札幌市民のことは非常に詳しく書いているが、原発周辺の人たちのことに関しては、軽く書かれているような感じがして気になりました。

私が最初に受けた説明では、札幌市としては周辺住民を積極的に受け入れて、その人たちのケアをするということが書いてあり、ああ、それはいいことだ、そういうものが積極的にこの中に含めて考えるのだらうと思っていました。しかし、これを見たら、とにかく札幌市民が被害を受けないように、安全なところに逃げるようにということが重点的に書かれている。

今言ったように、濃度が非常に低ければ札幌市民は逃げなくてもよく、屋内退避だけでいい、そして、非常に被害を受けた泊村周辺の人たちを受け入れる場所をつくれればいいのです。ただ、岡田委員がおっしゃったように、地震によって起きるのだとすると、避難する場所も確保できるかどうか、その輸送経路が確保できるかどうか、それから、書いてあるように、冬の豪雪のときにどうするのかというのは大問題です。そういうことも含めて考えながら読んでいたのです。ただ、余りにもいろいろなものを盛り込み過ぎて、イメージがわかなくなっていると思うのです。

何回も言うように、物すごい被害が起きて、札幌市民全員が避難するとしたら、どこに避難するのでしょうか。99.9%は起きないとは思いますが、想定外は考えず、全部を考えるとということであれば、札幌市にまで大量の放射性物質が降ってくるのであれば、札幌市民も逃げろといっても、逃げる場所がないです。道の3分の1の人口を抱えているところですからね。ですから、そこまで簡単に書いてしまっているものかどうか、ちょっと気になったのです。

座長の私が言い過ぎると問題なので、皆さんから言っていただきたいと思います。私は非常にきついことを言ったので、ぜひこの原案を支持する意見があれば言っていただきたいと思います。

○志賀委員 支持する意見ではないのですが、やはり、岡田委員が言ったように、どういうものを想定して、どういうふうな対策をとるかということになれば、これをします、この努力をします、あれをしますと、全くお経を読んでいる感じで、今回は非常に眠かったです。

ですから、一番ひどい被害はどのようなふうなものなのか。座長がおっしゃったように、SPEEDIである程度はきちんと把握できますので、そこで把握して、一番ひどいときにどうすべきか。段階がいろいろあると思います。風に少し乗ってきたときはどうするのか。

一番ひどいときは、むしろ、周辺にいる人の被害は考えなくていいわけです。多分、そこでお亡くなりになったり、逃げられない状況も考えなければいけないです。ですから、どういうものに対してどういうことをするのかをきちんとやっていかなければいけないです。これは、計画をさらっとつくっていますけれども、実施要領をつくるときに、非常に困難になってくるのではないかと思います。

言葉では、あれもします、これもしますということでもいいのですが、実際に実施要領をつくるのは結構大変だと思います。ですから、実施要領をきちんとつくれそうな計画にしないと、薄いものだけができて、実際には、医療機関一つをとっても、被ばく医療ができる場所なんてほとんどないわけです。札幌だと北大と札幌大だけです。そして、北大でも2床です。放射性物質がついた患者が運ばれてきて入れる部屋は二つだけです。そういう状況なので、受け入れてくださいと言っても、医者だから受け入れますけれども、結局、その病院は使えなくなるということもあります。ですから、実際はどうするのかという具体的な実施要領まで考えてつくっていかないとはいけません。

最初のたたき台にしてはあれですけども、これからどんどん改良していかないとはいけません。

○近久委員 今のお話を聞いていて、どのようなふうに想定したらいいのか考えておりました。

実際に、福島市は高濃度放射性物質が流れたラインよりもそれておりましたので、福島市の結果をそのまま対象にしているのかという点については多少疑問に思います。それで

は、どうすればいいのかということで一つ考えたのは、福島第一原子力発電所を泊に重ねて、北海道の地図をぐるっと回します。そして、汚染が非常にひどい北西方向に札幌市を向けたときが一番厳しい状況になるわけです。そのときを第1ケースとして、それから回して行って、どちらかにそれていったものを第2ケースとして、同様な方法で何段階かに分け、それぞれのケースに対する対応を検討してはどうでしょうか。

計画においてそこまで入れるのかどうかはちょっとわかりませんが、具体的な対策を考えようとすると、今のような方法が一つあると思います。同じ距離ですが、その方向によって被害は全然違うわけです。ですから、札幌と泊の距離を南相馬地区方向に向けると、札幌も結構な被害地域になる可能性があるわけです。そこも含めて、そういう場合はどうするのか、ほとんどお手上げということになるのか、お手上げならお手上げで構わないのですが、そのときにはどう対応するのだということも考えておく必要があるのかなという気がします。

○太田座長 事務局の方では今のお話はいいですか。一応、考えておいてください。

それでは、伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 私は、どちらかということ、法律の専門家としての立場で申し上げるのですけれども、恐らく、この計画自体は、国の避難指示や屋内退避指示を前提として考えられるということなので、国がそのような指示をしたときに、札幌市として具体的にどうするかを定めているものだと思うのです。

そういった中で、今の被害想定もそのとおりに思うのですけれども、実際に、国からの避難指示、屋内退避指示が札幌市で行われた場合に、段階を分けて、例えば、ある一定地域ということであるならばこの程度ができるだろう、半分ぐらいになったときにはこのような形になるだろう、全域のときにはこうなるだろうということだったら、この計画に入れるかどうかは別としても、考えやすいと思います。実際の想定はせず、国の指示に従うことにはなるのですけれども、そのような考え方もできると思います。

被害想定といっても、違う場合もあるし、それが実際にどうなるのかわからない中で、具体的にそのような指示があった場合にどうするかということを明確にすれば、ある程度はわかりやすいと思いました。

○岸委員 何か所かございます。

11ページの第2章の災害予防計画という言葉についてです。私は、今は環境健康科学研究教育センターにいますが、その前は予防医学講座におりまして、アクシデントを起こさないのが予防だと思うので、この言葉遣いでよろしいのでしょうか。

中身を見ますと、災害の対策のための事前の準備や計画であって、事故を予防するような、普通の一般市民の感覚からいいますと、どうして災害予防計画という名前になっているのか、13ページに予防体制の整備と書いてあるのですけれども、この言葉でいいのかという点が気になりながらずっと聞いておりました。

それから、いろいろな委員がおっしゃっているのですが、SPEED Iが福島ではすぐ

に手に入らなかったのではないのでしょうか。それを本当に手に入れることができるのですか。SPEED Iは、アメリカには行ったようですけれども、福島の人たちは知らず、飯館村の方たちも、濃度が濃くなる方向に逃げてしまったといろいろな本に書かれております。

これは何を申し上げたいかという、この計画全体に、情報の流れや指揮系統などがどうもわかりづらいのです。国がどこをやるのか、道はどうするのか、札幌市は何をする責任があり、それを実際に担えるのかどうか、一番大切なところは多分そこだと思うのです。もし、そこまで踏み込む必要があるのであれば、かなり具体的に書かなければ対応できないのではないかと思います。

最後に、資料1と資料2を拝見しましたが、資料1の応急対策フェーズと復旧対策フェーズはどのくらいの時期を想定しているのでしょうか。恐らく、委員の方々が言われた、どんな規模なのかということとも関係すると思うのですけれども、その時間軸ももうちょっと具体的な方がよろしいのではないかと思います。予想するのは難しいかもしれませんが、9ページを見ますと、赤い点線になっている学校での放射線量基準3.8マイクロシーベルト/アワーだとしますと、これをパー・イヤーにしたら、29ミリシーベルトぐらいですね。そうしますと、これはかなり高い濃度です。今、1年半がたって、かなり落ちてはいると思いますけれども、文科省が20ミリシーベルトと言われたときに、学校の放射線量基準など、国民的議論がかなり起こりましたね。何を決めるにしても、福島の事例があるので、もう少し具体的な方がいいかと思います。

モニタリング結果は3月に測定となっていますけれども、これは12年3月ですか。そうすると、去年の3.11のあたりはもっともっと高かったということでしょうか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） これは、11年です。申しわけありません。

○岸委員 それなら少しわかります。

ちょっと長くなりましたが、こういう計画はすごく重要だと思うので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○太田座長 予防計画という言葉はどのようなのですか。これは法律で決まっているのですか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 法律で決まっているというほどかたくはございませんが、計画をつくるときに参考にすべきものとして国から示される資料などでの構成としては、総則があつて、予防計画があつて、まさにこの名前なのです。

○岡田委員 おっしゃるように、本当の予防はミチゲーションです。対策は、起こってからのプリペアドネスですね。それをあわせて予防計画と言ってしまうのです。本当は、学術的にはそこをちゃんと分けていかなければいけないのです。ハード的な対策とソフト的な対策を分けなければいけないのですけれども、法律といいますか、計画的には予防計画として一まとめにして書いています。ただ、内容としてはその二つが入っているので、それを注意して読まないで混乱してしまうかもしれません。しかし、読みなれている者にとっては、ちゃんと書いてあるという気がします。

○太田座長 S P E E D I の話は、道のデータがまだということですが、赤城委員及び事務局にお尋ねしますけれども、やはり、すぐには出てこないものですか。私のイメージでは、条件が決まっていれば大型計算機を回せば出てくると思うのです。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 今すぐ出るのかというのは、いざ災害が起きたときというお話でしょうか。

今回の国の防災基本計画の改定を見ていると、去年は去年として、次回はないのが一番いいのですけれども、速やかに公表しますし、一般の方にもホームページなどでもすぐに見られるような形で情報提供するという記載になっております。ですから、大方が出てきて、記者発表もするというふうな取り扱いが規定されておりますので、去年のようなばたばたは、今回確認した改定の中では整理されております。

○太田座長 赤城委員、道の方ではどういう話になっていきますか。

○赤城委員 事故が起きたときにどうかという話は、今のご説明のとおりだと思うのですが、泊で事故が起こった場合にどうかという拡散シミュレーションはまだ出ておりません。ですから、暫定的に、道としても、30キロメートル圏内に入る町村を、4町村から拡大して13町村を集めて、避難地域として防災計画をつくったり、どういうふうに避難したいかを各町村にお尋ねして、情報収集したりという状況で、S P E E D I の拡散シミュレーションが出てきて、その被害状況によっては、13町村からさらに拡大していくということで、今はペンディング状態です。ただ、それが決まるまで進まないということではどうしようもないので、とりあえずは進めて、シミュレーションが出てきてからまた考えようということで、段階的に進めているのが現状です。

○太田座長 私の個人的な感覚から言うと、S P E E D I は原子力研究所かどこかで回していると思いますが、そうすると、全国の原発の各施設について全部を回しているから時間がかかっているのだろうかと思います。

それから、札幌市に限って、泊を発生源とした拡散計算結果が欲しいのであれば、普通のアセスメント会社に頼めば、幾らでも得られると思います。アセスメント会社にあらかじめ頼んでおいて、起きたときの気象状況を取り込んで計算したデータをすぐにくれと言えば、すぐに出ますね。こちらの風で、こういう風速だから、こちらの方向の分布図をくれと言えば、今の世の中ではすぐに出るはずですよ。ですから、そういう2段階で行くのもいいのかなと私は思いますが。

もう一つは、当たり前ですが、非常に強風のときは、放射性物質は吹き飛ばされるから被害はありません。問題なのは、札幌では、春先です。春は大体西風ですから。それから、冬の非常に強風ではないときです。夏は札幌側からの風で、言いにくいのですが、札幌への影響はあまり考えられません。ですから、具体的に、春と秋口、冬のある程度の風速のときの分布計算をする。S P E E D I からの結果が遅くて出ないのだったら、今言ったように、アセスメント会社は札幌市内にありますし、彼らはみんな達者です。ある程度の費用をお支払いすれば、すぐにやってくれると思います。そういうデータを載せてお

くのは一つの手だと思います。そして、後でSPEED Iのデータが出れば、それに重ねておけばいいわけです。そうしないと、先ほどから言っている議論がどうも収束しないような気がするのです。

○坂下委員 ただ、そのときに、ソースタームをどう扱うかによって全く違ってきます。例えば、福島と同程度の放射線物質の放出を考えると、たしか、放出されたのは数十万テラベクレルですね。そのあたりのソースタームをどうするかによって全く違うので、どちらの方向に放射性物質が拡散するかだけでは意味がなくて、どのくらい被ばくするかとなると、事故の規模、ソースタームの規模までも考えなければいけません。そうすると、相当に難しい話になってくるような気がするのです。

その辺はどうでしょうか。いけそうな感じですか。

○太田座長 私が思うのは、札幌市民がもし避難する必要があるかどうかを議論するのであれば、相対的な値でいいと思うのです。つまり、泊村や泊村周辺での濃度に対して札幌市の南区や西区などの濃度が幾らかです。だから、発生源を100とすれば、それに対して0.000幾つであるか。もちろん、その後に被害が云々となれば、何ベクレルが出たとか、その結果として、変換係数でもって何シーベルトになるということはありませんね。

○坂下委員 その辺は、立地審査でやっていますよね。つまり、どのくらい拡散して、地域でどのくらいの被ばくがあるかというのは、当然、立地審査指針に書かれているので、それはやっていますよね。

○太田座長 それであれば、そのデータを使えばいいですね。ただ、その場合に、いろいろな風向によって全部計算してあるかどうかの問題があります。つまり、逃げる、逃げないということですから、風向が問題になるわけです。

これは、それこそ以前、私が道の委員をしていた時に、こちらの方向に風が吹いたときにこのくらいの濃度になるということの予測値があったことは覚えています。しかし今現在、その具体的な値については忘れまして。ただ、もしそういう結果があれば、とりあえず、それを引っ張り出してあげればいいですね。

○近久委員 先ほど、伊藤委員がおっしゃったことと、今、意見交換をされていることは、ちょっとずれがあるような気がします。伊藤委員は、別にそういうシミュレーションをするのではなくて、全域が避難しなければいけないようなレベルから始めて、何段階か区切って対策を考えたらいいのではないですかとおっしゃられたわけです。SPEED Iに準じた計算結果をどう得るかは、むしろ、第2章の予防での対応として、札幌市はそういうデータの入手に努めるのだというふうに位置づけられるような気がするのです。

○伊藤委員 私は、まさにそのように思いました。札幌が避難指示区域、屋内退避区域に果たして含まれるのかどうかを具体的に考える上では、皆様がおっしゃっているようなものを真剣に考えなければいけないと思います。そういった意味では、非常に有益で、まさに市民に提供すべき情報なのかと思います。ただ、防災計画にどこまで組み込むのかは非常に難しい問題でありますけれども、有用な情報であることは間違いないと思います。

○太田座長 ありがとうございます。

時間があと20分を切ってしまいました。

多分、内容的にもダブっているところが多いと思いますので、第3章、第4章も含めて、1章、2章に戻っても結構ですから、お願いいたします。

○坂下委員 1点だけ確認させてください。

先ほど、岡田委員が資料集が通常はついているのだとおっしゃっていましたが、それに対応するのが14ページの防災対策上必要とされる資料と考えてよろしいのですか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 先ほど岡田委員がお話しされた資料集が示すものところに記載されている資料は別物です。これは、あくまでも常備資料です。

○坂下委員 何を聞きたかったかといいますと、この計画が公表されるときには、この資料、あるいは、岡田委員が言われたような資料集も同時に完備されると考えてよろしいのですか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） そうではありません。あくまでも、今年度中に何とか仕上げたいと思っているものは、きょう原案をお示しさせていただいたここまでは。ここまでは何とか整理をしたいということです。これ以降は、これに付随して必要となるもので、例えば、こういった体制をつくるとか、何とかを整えるという記載がたくさんありまして、もろもろをテーマごとに、先ほどは実施要領というお話もありましたけれども、これにぶら下がる形のを次年度以降に随時整理していく形になってまいります。ですから、今年度はあくまでもこの計画だけができ上がることとなります。

○岡田委員 次年度以降にそういう被害想定を含めたり、実際の具体的な対策を考えるスケジュールを持っているのだということを表明していただければ、これはこれでいいのではないかと思うのです。被害想定は、相当の時間がかかるし、お金もかかりますので、ここではすぐに決まらない話だと思うのです。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 基本的には、今、岡田委員がお話しされたような認識でこちらもおります。

○太田座長 受け入れる手引書や札幌市の一部の地域が避難する手引書みたいなものがこれにつくということですね。具体的にこうするというマニュアルのようなものが……。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） そうです。来年度以降、一遍に全部をそろえられないので、順次という形にはなってしまいますが、整えていくこととなります。

○赤城委員 今、順次ということで、言葉を挙げ連ねるわけではないですが、「整備を図る」「整備に努める」「整備する」といった語尾があります。これは、段階的に書き分けを考えておられるのでしょうか。

最後の章などは、断定的に言い切っている表現が結構多いです。これは、書かれた方が違うからかもしれないのですけれども、前半の2章だと、「整備を図る」「整備に努める」「整備する」とありまして、「整備する」と言い切っているものもあれば、努力目標的に「整備に努める」とわざわざ書かれているものもあります。この語尾は、内容とやること

によって変えていらっしゃるものなのでしょうか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） まだかなり未整備な部分があるとは思いますが、最終的には、その辺のニュアンスも込めた形での語尾の整理はさせていただければと思っております。

○太田座長 今度は、私からも細かい話をします。

先ほど言ったように、この原案は二重の話になっています。札幌市民が逃げる場合と泊村や神恵内村の人たちが札幌市に来て受け入れる話の二つがあります。そうすると、札幌市とか札幌市民と具体的に書いてあるといいのですけれども、市民等と書いてあると、どちらかなと思ってしまいます。小樽市だって、被害を受けたら、小樽市の人が札幌に逃げてくるかもしれないのですが、そうすると、小樽市民になるわけです。

ですから、この辺の書き方をもう少し具体的にしてもらった方がわかりやすいと思います。多分、札幌市のことだろうと思ってずっと読んでいるのですが、途中から受け入れの話になって、今度は住民になりますが、住民は泊村の人で、市民は札幌市民かと思いますが、この辺の書き方を考慮すべきだと思います。また、「以下、市民は、札幌市民を指す」と書いてもらってもいいかと思いました。

○赤城委員 観光客なども入っているから市民等となっているのだと思います。

○太田座長 それであれば、市民等（滞在者も含む）などとなるわけですね。市民等と言われると、よくわからないのです。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 基本的には、札幌市地域防災計画として策定するものですので、この中では、市と言えば札幌市を指しますし、市民と言えば札幌市民を指します。確かに、「等」とついてしまうと、そこに何が入るのかということになりますけれども、基本的には、そういう前提での記載となっております。

また、札幌市以外の自治体については、関係自治体ということで、そちらの住民については、関係自治体の住民というような表記はあるかもしれませんが、市と出てくれば札幌市という整理にしております。ただ、わかりにくいということであれば、この点に限ったことではありませんけれども、文言整理については、先ほどご指摘のあった文末の表現も含めて、わかりやすくしていきたいと思っております。

○太田座長 それから、また細かい話ですが、8ページのPAZ、UPZ、PPAについて、たしか、以前の資料では説明書きがあったと思うのですが、この中には説明書きがありませんね。OILとか……。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） この計画には、用語集はおつけしたいと思っております。済みませんが、今回はつけておりません。

○太田座長 用語について、読者は、いちいち後ろの説明書きまで戻って読むということは大変なので、この表のすぐ下に入れてもらいたいと思います。

ほかにはいかがですか。

○岡田委員 計画書として見た場合に、わからない点があります。

非常に細かい話ですけれども、3ページの総則のところ、計画の目的とあります。これは札幌市の計画ですが、目的の中に原子力災害の発生を防止と書いてあるのです。原子力災害の発生を防止するのは札幌市の役目ではないような気がするのですが、この表現は書かない方がいいのではないかと思います。

それから、受け入れのところ、先ほど太田座長からもありましたけれども、受け入れのアクセスのルートです。そういったものの管理体制については書いてあるのですが、受け入れルートの確保については見当たらなかったのです。これは、恐らく、UPZ内の4市町村の全員が避難しなければいけない状況を考えるのであれば、ルートについては本当に考えておかないと受け入れられないと思うのです。

それから、避難所についてです。第3章の応急対策のところでは2次避難のことが書いてあったのですが、予防計画の中には書いていないのです。これは、長期収容が絶対に必要なもので、学校のような代替施設は使えないのです。仮設住宅や公営住宅などの住宅でなければ避難所にはならないので、予防の段階から準備しなければいけないのです。ですから、第2章のところにも2次避難について書いておかなければいけないのではないかと思います。

また、矛盾していると思うのは、第3章の第12節で、関係自治体からの避難者の受け入れのところに相互応援協定について触れているのですが、これは、道の要請を受けて発動するようなことが書いてあるのです。相互応援協定は、そういう要請なしで、自身の判断でできることですね。ですから、道の要請を待っていたのでは、実際に時間が間に合わなくなってしまうのです。

これは、要請なしで発動できる相互応援協定のことに触れていると思うのです。第2章では、相互応援協定のことに触れているので、第12節の記述で道の要請を受けてという文言は削除した方がいいのではないかと思います。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） お答えできる部分だけ、何点かお答えいたします。

まず、周辺町村の避難のルートの確保についてのご指摘です。避難の受け入れに当たっては、計画を含めて、道が関係町村間を調整する形で準備を整えていく形になります。要するに、どこに逃げたいかという意向を確認しながら、当事者が決まれば、避難ルートを含めて、道でのお考えのもとに札幌市としてはかかわらせていただくことになります。ですから、札幌市としては、避難ルートの安全確保への協力という場面での登場はあるかもしれませんが、ルート自体を札幌市が確保するというものではありません。

また、要請云々の部分は、整理させていただければと思っております。

それから、総則の最初の原子力災害の発生を防止しという記載についてです。これも、先ほどの予防計画といった表現と同じですけれども、市町村において原子力災害計画をつくる場合に参考にすべき資料が従来から国より示されております。そういったものの記載には、市町村レベルの計画にもこういった目的としての記載が示されておりました。これ

は理由にはなりません、そういう表現になっているということだけはお伝えしておきます。

○岸委員 もしそうだとしたら、先ほど申しましたように、やっぱり、災害予防計画というところの予防がおかしいのです。岡田委員が、原子力災害の発生というのを削れと言うのであれば、私は、11ページの第2章の文言も変えるべきだと思います。そういう意味では、市の方がおっしゃっているのは、しょうがなくてこう書かれているのだと思うのです。やっぱり、予防というのは、あらかじめ防ぐことですから、この用い方がこれでいいとおっしゃるのだとしたら、原子力災害の発生を防ぐのは札幌市の仕事ではないと、それは矛盾しているのです。だから、用語については、もっときちんと、普通に使われているとおりにするべきだと思います。

○伊藤委員 いろいろな災害の関係でも予防という言葉が一般的に使われていると思います。今、減災ということで、災害を減じるという考え方がすごく大きくなってきているのです。多分、地震を予防することはできないし、原発事故を予防することも基本的にはできないとなると、減災という考え方になるのだと思うのです。

一般的な用語としてどちらが受け入れられるかという問題になると思うのですけれども、基本的には、今までは予防という言葉が使われていることが多いのかと思います。

○岸委員 私は、減災と言うなら、その方が正確だと思います。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 先ほど、私の説明は言葉足らずだった部分がありますので、補足させていただきます。

総則の最初の「原子力災害の発生を防止し」の部分ですが、泊発電所で異常事象が起きてしまうことを防止すると読んでしまうと、札幌市ではそんな役割を担っているのかという話に確かになると思います。しかし、仮に事故がどんと起きた後に、付随して起きる災害が当然ございます。例えば、代表格で言うと、風評被害です。あれも原子力事故によって起きる災害です。ですから、そういった拡大を抑えられるのであれば、それを抑えるという意味合いでの記載でもあるということをご了解いただければと思います。

○太田座長 わかりやすく、今言ったような内容に書きかえることはできないのですか。やはり、それは規定に縛られてしまいますか。

○伊藤委員 それは、原子力災害の意味を特定した方がいいと思うのです。原子力災害とはこういうもので、こういうものの発生、拡大を防止するのだということです。後から見れば、風評被害を防止する、風評被害の発生を防止するなどが考えられるのです。ですから、原子力災害という言葉は法律上では原子力損害ですけども、定義があるのです。その辺のところを明らかにすれば、わかりいいと思います。

○太田座長 ということは、原子力災害とはとか、なお書きででも2行ぐらいつけ加えればいいのですか。

○伊藤委員 本来であれば、そうなのだろうというふうには思います。

○太田座長 そうすると、読んだ人がわかるということですね。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 言葉が未整備な部分もありますし、表裏的にどうかということもありますので、そこは検討させていただければと思います。

○太田座長 どうぞ。

○伊藤委員 先ほど、岸委員からもご指摘があったところだと思うのですが、応急対策フェーズと復旧対策フェーズの部分で、基本的には、災害の場合は予防、救助、さらには、その後の復旧と進んでいくというのはよくわかるのです。しかし、復旧の部分で、例えば、心身の健康に関する相談窓口の設置、また、私に関係のあるところでは、損害賠償の話が復旧のところに含まれてしまっております。

確かに、第4章の災害復旧・復興計画の第1節に、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認めるときは本書に示した対策に準じて対応すると書いてはありますけれども、もうちょっと積極的に書いてもいいのかなと思うところです。

つまり、今、福島の事故という話になってくると、事故が全く収束していない状況の中で、心身、要するに、心の健康は非常に叫ばれているところだと思います。そこで、事故が収束しないとやらないのかという印象を与えてしまいかねないのです。この対応が遅いとなると、この計画自体がだめなのではないかというような疑念も生じてしまうところもあるので、もう少し積極的な書き方をしてもいいと思います。むしろ、心の健康を考えるならば、もっと前の第3章に入れてもいいぐらいの話なのかなと思うところではあります。要するに、緊急被ばくの医療活動だけではなくという意味です。

もう一つは、損害賠償という話になると、基本的には、損害賠償の不法行為の時効は3年間と言われております。そうすると、事故収束してからでは全く遅くなってしまいます。福島の事故にあっても、既に1年半が経過してしまっていますので、もう半分の時間が経過してしまっている状況になっています。ですから、この復旧対策の段階になってから損害賠償の支援をしますといっても、完全に遅いと思うところです。

確かに、予防から始まって、実際に起こったときの対応、その後に復旧の問題となるので、この章立てはこれできちんと守られるべきだと思うのですが、もっと積極的にこういうことをやっていくべきなのではないかと思うので、記載は何とか工夫できないかというふうに思いました。

それから、私は弁護士だから嫌らしい言い方になってしまうのかもしれないのですが、地震対策編においては、市政外相談ということで、弁護士や税理士と連携して相談に当たるということが書いてあったと思います。そういったところを、今回の場合にもぜひ入れていただきたいと思うところがあります。

実際に、私が今やっている活動の一つとして、福島の事故で北海道に避難されてきている方の相談を多く受け付けています。もちろん、事故が収束していない今の段階でもいろいろな相談が弁護士にも寄せられております。例えば、税金はどうなるのだろうか、自分の土地はどうなるのだろうかという相談が必ず出てくるはずで、そういったことは、まずは市に聞いていただくのがいいのかもしれないですが、なかなか対応し切れない部

分が必ずありますし、それは、ニーズとしては非常に高いのではないかと実感として思うところでは。

災害が起こってから体制づくりをするのは非常に困難で、今回、私もその部分に非常に苦労したところなので、事前に入れておいていただけると連携もできるでしょうし、そういったかわり合いができて、それこそ、市民のためにもなるのかなと思っているので、そこも検討いただきたいと思います。

○太田座長 ありがとうございます。

それでは、今の伊藤委員の意見を取り入れられるところは取り入れるということをお願いいたします。

ということで、予定の時間を過ぎてしまいました。

そこで、事務局と相談ですが、皆さんからさらに意見があれば、1週間ぐらいはメールでそちらに意見を伝えるということはいいですか。ただしそれを期限なしにすると、事務局が困りますので、どうでしょうか。後で思い出したとか、きょう言い足りなかったことがあれば、そちらにメールで意見を出すようにしたいと思いますが、その期間は1週間ぐらいでいいですか。

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） 1週間をお願いいたします。

○太田座長 それでは、きょうは時間がきてしまいましたので、1週間ぐらいの間で、言い足りなかったとか、この点が疑問だったということがあれば、メールで事務局に申し出てもらいたいと思います。

それではこれで、事務局にマイクをお返しいたします。

3. その他

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） ありがとうございます。

あと1週間程度のお時間の中で、お気づきの点等があれば、ご連絡をいただければと思います。そういった意見を踏まえまして、次回の会議で諮らせていただきたいと思います。

次回については、1カ月後程度を予定しております。ご案内を差し上げますので、よろしくをお願いいたします。

また、次回の10月では、きょうの意見も踏まえて、市民のご意見をいただくパブリックコメントの段階を11月中旬過ぎにスケジュールとしては構えておりますので、できますれば、次回にお示しする資料を市民にお披露目する原案という形でご承認いただきたいと思っております。その際、厚い原案そのものだけでは、市民の方は目を通すのも大変なので、概要版を一緒に用意したいと思っております。

これから、その概要版の作成にかかるのですが、資料のボリュームとしましては、A3判の両面を考えております。きょうお配りした資料1と同じような紙で、その両面に書き込む形にしたいと思っております。A4判サイズでは、4ページ程度のボリュームで概要版を作成していきたいと思っております。当然、原案そのものもおつけして、パブリックコメン

トという形で市民の皆さんに資料を用意したいと思っております。

今回は、その概要版の原案についてもお諮りさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

4. 閉 会

○事務局（中出原子力災害対策担当課長） これをもちまして、第2回札幌市地域防災計画（原子力災害対策編）策定に係る有識者会議を閉会いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上